(f)　「総所得」とは、ある者が居住者とされる締約国において、特典が与えられる時を含む課税期間におけるその者の総収入の額から、当該収入を得るために直接に要した費用の額を差し引いて算定される額をいう。

8 (a) (i)　一方の締約国の企業が他方の締約国内において所得を取得し、かつ、当該一方の締約国において当該所得が両締約国以外の国又は地域の内に存在する当該企業の恒久的施設に帰せられるものとして取り扱われ、かつ、

(ii)　当該一方の締約国において当該恒久的施設に帰せられる利得について租税が免除される場合において、

両締約国以外の国又は地域において当該所得に対して課される租税の額が、当該恒久的施設が当該一方の締約国内に存在したならば当該一方の締約国において当該所得に対して課されたであろう租税の額の六十パーセントに満たないときは、当該所得について、この条約に基づく特典は、与えられない。この場合には、この8の規定が適用される所得に対しては、この条約の他の規定にかかわらず、当該他方の締約国の法令に従って租税を課することができる。

(b)　(a)の規定は、(a)に規定する他方の締約国内において取得される所得が恒久的施設を通じて行われる事業の活動に関連して取得され、又は当該活動に付随するものである場合には、適用しない。ただし、当該事業には、企業が自己の勘定のために投資を行い、管理し、又は単に保有するもの（銀行が行う銀行業、保険会社が行う保険業又は登録された証券会社が行う証券業を除く。）を含まない。

(c)　一方の締約国の居住者が取得する所得について(a)の規定に基づいてこの条約に基づく特典が与えられない場合においても、他方の締約国の権限のある当局は、当該居住者からの要請に応じて、当該居住者が(a)及び(b)に規定する要件を満たさなかった理由を考慮した上で、当該特典を与えることが正当であると判断するときは、当該所得について当該特典を与えることができる。一方の締約国の居住者から第一文に規定する要請を受けた他方の締約国の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒否する前に、当該一方の締約国の権限のある当局と協議する。

9　この条約の他の規定にかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、この条約に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることがこの条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。

10　一方の締約国の居住者が取得する所得について、この条約の規定に基づいて他方の締約国において租税が軽減され、又は免除される場合において、当該一方の締約国の法令に基づき、当該一方の締約国の居住者が、当該所得の全額についてではなく当該所得のうち当該一方の締約国内に送金され、又は当該一方の締約国内において受領した部分について租税を課されることとされているときは、この条約に基づいて当該他方の締約国において与えられる租税の軽減又は免除は、当該所得のうち当該一方の締約国において租税を課される所得についてのみ適用する。

第二十九条　見出し

この条約中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この条約の解釈に影響を及ぼすものではない。

第三十条　効力発生

1　各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この条約は、遅い方の通告が受領された月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

2　この条約は、次の租税について適用する。

(a)　課税年度に基づいて課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b)　課税年度に基づかないで課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に課される租税

3　2の規定にかかわらず、第二十五条及び第二十六条の規定は、これらの規定の対象となる租税が課される日又は当該租税に係る課税年度にかかわらず、この条約の効力発生の日から適用する。

4　千九百七十四年二月十三日にマドリードで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスペイン国との間の条約及び議定書（以下「旧条約」という。）は、2及び3の規定に従ってこの条約が適用される租税について、この条約の適用の日以後、適用しない。

5　この条約の効力発生の時において旧条約第二十条の規定に基づく特典を受ける権利を有する個人は、この条約が効力を生じた後においても、旧条約がなおその効力を有するとした場合に当該特典を受ける権利を失う時まで当該特典を受ける権利を引き続き有する。

6　旧条約は、1から5までの規定に従って適用される最後の日に終了する。

第三十一条　終了

この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間の満了の時又は同期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに外交上の経路を通じて他方の締約国に対して書面による終了の通告を行うことによって、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、次の租税について適用されなくなる。

(a)　課税年度に基づいて課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b)　課税年度に基づかないで課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千十八年十月十六日にマドリードで、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語により本書二通を作成した。本文の解釈に相違がある場合には、英語の本文により解決する。

日本国のために
安倍晋三

スペイン王国のために
Ｐ・サンチェス